

判決年月日	平成28年12月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成28年(行ケ)10026号		
<p>○ 名称を「グラウト注入方法及び装置」とする発明について、進歩性が認められるとして、特許無効審判請求を不成立とした審決を、周知技術の認定に誤りがあるとして、取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 無効2014-800036号, 特許第5137153号, 特許第3663113号

### 判 決 要 旨

被告は、名称を「グラウト注入方法及び装置」とする発明についての本件特許（特許第5137153号）の特許権者である。原告が、本件特許の無効審判請求をしたところ（無効2014-800036号）、特許庁は、装置に係る請求項2の発明に係る特許は無効としたが、方法に係る請求項1の発明（本件発明1）に係る特許無効審判請求を不成立とする審決をした。

本件発明1は、「予め流量を決め地盤抵抗圧力を測定し」（1a）、その測定された地盤抵抗圧力よりも高い圧力をグラウトに負荷させることによって、土中に挿入した複数の分岐管にグラウトを均等に分液して地盤に注入するというものである。

審決は、本件発明1と引用発明である甲1発明（特許第3663113号公報に記載された発明）との相違点について、上記1aの構成を含む相違点2を認定し、1aの構成が、周知技術でもなく、また、各引用文献にも開示されていないから、相違点2は容易想到ではないとして、本件発明1に進歩性を認めた（なお、本件特許の請求項2に係る発明については、上記1aの構成が発明特定事項にならないとし、その余の相違点2の構成は、甲1に開示されているから容易想到であるとして、同発明に係る特許を無効にしている。）。

本判決は、次のとおりの認定判断をして、上記審決の判断には誤りがあるとして、これを取り消した。

① 1aの「予め流量を決め地盤抵抗圧力を測定し」との構成は、その余の相違点2の構成とは別に容易想到性を判断できる独立の技術的事項である。

② 上記1aの構成は、グラウトの注入速度を定め、工事現場において、当該グラウトを用いて地盤抵抗圧を測定することと解されるが、これは、当業者に広く知られていた周知の事項である。

② 相違点2のその余の構成は、甲1に開示されている。

③ したがって、相違点2に係る本件発明1の構成は、容易に想到できるから、審決の相違点2に関する判断には、誤りがある。